麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十三号を第百六十八号とし、第百五十八号から第百六十二号までを五号ずつ繰り下げ、第百五十七号を第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十二　二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第百五十六号を第百六十号とし、第百十八号から第百五十五号までを四号ずつ繰り下げ、第百十七号を第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類

第一条中第百十九号を第百十九号とし、第八十二号から第百十五号までを三号ずつ繰り下げ、第八十一号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第八十号を第八十二号とし、第二十四号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第二十二号を第二十三号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第四条中第七十九号を第八十号とし、第六十五号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五　Ｎ―（プロパン―二―イル）カルバミン酸二―［カルバモイルオキシ）メチル］―二―メチルペンチル（別名カリソプロドール）及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

その他告示

○外務省告示第三百二十六号

令和七年六月三日にマレで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　石神留美子在モルディブ大使

モルディブ側　シェリーナ・アブドゥル・サマド外務担当国務大臣

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十七号

令和七年八月五日にジュネーブで、ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億七千八百万円

3　署名者

日　本　側　尾池厚之在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使

国際移住機関側　エイミー・ポープ事務局長

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十八号

令和七年七月二十四日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億三千二百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

スリランカ側　ハルシャナ・スリヤッペルマ財務・計画・経済開発省次官

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十九号

令和七年七月二十六日にマレで、マレ島における災害に対する強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マレ島における災害に対する強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億五千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　生稲晃子外務大臣政務官

モルディブ側　アブドゥッラ・カリール外務大臣

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百三十号

令和七年八月十二日にナイロビで、シリア・アラブ共和国における帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億千三百万円

3　署名者

日　本　側　松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使

国際連合側　アナクラウディア・ロスバッハ国際連合人間居住計画事務局長

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百三十一号

令和七年八月二十日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長

世界食糧計画側　アントワーヌ・レナルド在パレスチナ事務所代表

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○国土交通省告示第八百五十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　03

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本造園組合連合会

(三)　変更後の代表者の氏名　寺石　隆一

(四)　変更年月日　令和七年八月十四日